

事例項目	公共下水道第1工事に伴う配水管仮移設工事外に係る積算誤りについて
事例発生日等	平成29(2017)年8月22日(火)
担当課	上下水道局工務課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成29(2017)年8月17日(木) 公共下水道第1工事に伴う配水管仮移設工事外に係る入札会を執行し、落札候補者が決定した。 ②平成29(2017)年8月21日(月) 市総務部総務課が、事後審査における入札参加資格要件を有していることを確認したため、落札者決定通知を行った。 ③平成29(2017)年8月22日(火) 工務課設計担当者が工事着手に向けて設計書等の確認を行っていたところ、設計書の材料費の項目に、本来、計上すべき材料(スリーブ)を含んでいなかった一方で、計上すべきでない管工事費の一部(コア取付工)が含まれていたため、入札参加者の間において、積算の考え方に差異が生じていた可能性がある記載内容であることが判明した。</p>
事例概要	<p>当時の対応</p> <p>①平成29(2017)年8月24日(木) 門真市上下水道事業建設工事競争入札審査委員会に対して事態の対応を諮問した。 ②平成29(2017)年8月24日(木) 諮問の結果、「今回の入札は誤りのあった設計書を基に入札会が執行されており、入札参加者の間において、積算の考え方に差異が生じていた可能性があり、公平・公正な競争を欠く入札であると考えられる。このことから、当該落札者との契約締結を中止することが適切である。」との答申があった。 ③平成29(2017)年8月24日(木) この答申を受け、上下水道局が契約締結の中止を決定した。 ④平成29(2017)年8月24日(木) 上下水道局工務課長、工務課長補佐、経営総務課副参事の3名が落札者を訪問し、契約手続きの中止に至った経過及び誤りの内容について説明を行い謝罪した。 ⑤平成29(2017)年8月29日(火) 改めて上下水道局工務課長補佐、経営総務課副参事の2名が、落札者を訪問し、「公共下水道第1工事に伴う配水管仮移設工事外に係る契約手続きの中止ならびにお詫び文書」を手渡し謝罪した。 【資料No.(2)-79-1】 ⑥平成29(2017)年8月30日(水) 他の入札参加者に対して、公共下水道第1工事に伴う配水管仮移設工事外に係る契約手続きの中止について説明するとともに、門真市の公式ホームページで公表した。 ⑦平成29(2017)年9月21日(木) 平成29(2017)年門真市議会第3回定例会一般質問において、「8月17日上下水道局発注の入札案件について」に対し、上下水道局長が答弁を行った。 ⑧平成29(2017)年9月22日(金) 平成29(2017)年門真市議会第3回定例会一般質問において、「市の事務ミスで入札が無効・やり直しになる事件があり、業者が多大な実害を受けたのに、『市は言葉だけでお詫びするだけ』で済まされるおかしさについて」に対し、上下水道局長が答弁を行った。 【資料No.(2)-79-2】</p>

発生原因	<p>①本工事では、5本の工事を一括工事で発注としていたことから、業務が複雑化し、設計書を作成する際に使用する積算システムへ人的な入力ミスが発生した。</p> <p>②設計書の検算者については、積算者以外の視点から設計・積算の妥当性を確認し、積算ミスが発生する前に過誤を発見・是正するために配置しているが、総合チェックが十分でなかったため、積算誤りが発生した。</p>
再発防止対策	<p>更にチェック体制の強化を図るべく、チェックポイントをリストアップし、設計・積算の妥当性及び正確性を確認するための、チェックリストを作成・活用し、客観的にチェック済みであるかどうかわかるようにすることにより、再発防止に努める。</p>
添付資料	<p>【資料No.(2)-79-1】公共下水道第1工事に伴う配水管仮移設工事外に係る契約手続きの中止ならびにお詫び文書</p> <p>【資料No.(2)-79-2】平成29(2017)年門真市議会第3回定例会議事録</p>